建築行政共用データベースシステム機器等
仕様書

〔 １　業務パソコン（デスクトップ型パソコン）（２台）
２　周辺機器（業務プリンタ、スキャナ、ＨＵＢ等） 〕

目　次

第１章　概要 - 1 -
１　目的 - 1 -
２　基本的な考え方 - 1 -
第２章　基本仕様 - 2 -
１　業務パソコン（デスクトップ型パソコン） - 2 -
２　周辺機器 - 2 -
第３章　その他の留意事項 - 6 -
１　賃借期間 - 6 -
２　特記事項 - 6 -
３　保守等 - 7 -
４　監督及び検査 - 8 -
５　瑕疵担保及び保証 - 9 -
６　本件調達機器等の設置場所と所在地 - 9 -
７　賃借期間終了時の取り扱い - 9 -

千葉市都市局建築部建築審査課

第１章　概要

１　目的

現在建築審査課及び建築指導課で稼働中の建築行政共用データベースシステムの台帳・帳簿登録閲覧システムは、(財）建築行政情報センターによって開発された。建築士、建築士事務所の業務実績や処分履歴の閲覧システム、建築基準法令データベース、また建築計画、確認・検査の履歴等の登録、閲覧システムを構築することにより、市民からの問い合わせ等、建築行政における対応の迅速化を図るために開発されたシステムである。

本件調達は、本市が別途入手する台帳・帳簿登録閲覧システムの稼働に必要な機器等（以下本件調達機器等という。）を賃借により調達するものである。

２　基本的な考え方

本件調達機器等は、次にあげる項目をすべて満たすことを基本とする。

（１）品質の確保

本件調達機器等は、建築審査課及び建築指導課の業務にて台帳・帳簿登録閲覧システムを利用するための情報システム機器であることから、安全かつ適正な運用を実施するために必要と考えられる品質を確保する。

（２）情報セキュリティ対策

機密性、完全性、可用性の各々を確保するために必要と考えられる十分な機能を有するものとする。(データの盗難・改ざんの防止、動作状況の監視、障害回復等)

（３）ハードウエア及びソフトウエアについて

本件調達機器等を構成するハードウエア及びソフトウエアは、メーカが一般市場において販売するために、主要な製品系列の一環として製造する物品であり、同一機種において過去に十分な出荷・稼働実績を有していることとする。

さらに、ソフトウエアに関しては、機器納入時において最新のものとする。

第２章　基本仕様

１　業務パソコン（デスクトップ型パソコン）

建築行政共用データベースシステムの業務パソコンとして使用する。

（１）基本性能条件

ア　基本性能

分類	区分	仕様	備考
ハードウェア	筐体	デスクトップ型	
	CPU	Corei3-4150 (3.50GHz)以上　又はこれに相当するもの	
	メインメモリ	4GB以上	
	ハードディスク装置	500GB以上	
	CD/DVD装置	DVD－ROMドライブ(薄型)　48倍速程度	
	キーボード	PS/2テンキー付小型キーボード(JIS配列に準拠していること)	
	マウス	USBレーザーマウス	
	画面サイズ	20型ワイド液晶	
	方式	TFTカラー液晶方式	
ソフトウェア	基本OS	Windows8.1　professional upgrade　64bit	
	Webブラウザ	IE11、Mozilla Firefox2.0又はFirefox3.0	
	PDFファイル閲覧及び修正ソフト	AcrobatReader又はこれに相当するもの	
	「Officeソフト」等	Microsoft Office2013 CD-ROM装置、USB機器、PCカード、シリアルポート、赤外線通信ポートについて、使用の許可・禁止を設定できること。 USB機器及びPCカードは、製品IDごとに個別に設定できること。	
	ウィルス対策ソフト等	サーバー1台、PC2台用: Symantec Endpoint Protection 12 新規 Symantec Endpoint Protection 12 更新(4年) Symantec Endpoint Protection 12 メディア Windows　Server　DeviceCAL2012 サーバー1台用: Acronis Backup for Linux Server　（1サーバ） Acronis Backup for Linux Server　（更新4年）	ウィルス、スパイウェア等の不正ソフトウェアの検知、隔離、駆除の機能を有すること 賃借期間を通じて、最新のウィルス定義ファイルを使用する権利を含むこと ※サーバーへの設定は除く
インターフェース	有線LAN	10/100Base-TX（自動認識）	
その他	セキュリティ	セキュリティワイヤで固定する等、業務パソコン盗難防止のためのセキュリティを施すこと	

業務パソコン（デスクトップ型パソコン）は、上記の基本性能条件を満たすものを以下の台数納入すること。

設置場所	台数
建築審査課	2
計	2

イ　前提、要求条件

（ア）台帳・帳簿登録閲覧システムが帳票出力等、確実に稼働する製品を納入すること。

（イ）賃貸借契約期間中に調達機器等を使用する並びにサポートを受けるために必要なライセンスを納入すること。

（２）納入仕様

ア　機器

（ア）本件で調達する業務パソコンは同一機種であること。

（イ）製品として提供されており、メーカからのサポートサービスが可能であること。

（ウ）必要なUSB以外のUSBの接続を制限すること。

（エ）千葉市グリーン購入推進物品等の基準（国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針の判断の基準）を満たすものとすること。

イ　ソフトウエア

（ア）製品として提供されており、メーカからのサポートサービスが可能であること。

（イ）ＯＳのセキュリティホール等は、納入時点においてすべて対策済みであること。

ウ　環境構築、作動確認、テスト

（ア）指定箇所に設置すること。

（イ）必要なネットワークケーブルを納入し、接続すること。

（ウ）ソフトウエアのインストール及び初期設定を行うこと。

（エ）設定に当たっては既存業務の運用に支障を与えないこと。

（オ）ルータ等の設定は、本調達に含める。

（３）マニュアル

日本語による操作マニュアル、障害時の対応マニュアル、業務パソコン設定項目一覧及び導入機器の構成一覧表を紙及び電子データで納入すること。

2　周辺機器

台帳・帳簿登録閲覧システムの周辺機器として使用する。

（1）基本性能条件

ア　基本性能

分類	区分	仕様	備考
プリンタ	筐体	モノクロレーザープリンタ	
	カセットユニット	カセットユニット×3以上	
	プリンタードライバ	上記ハードウェアが動作するもの。	
	用紙サイズ機能	A3対応：3段トレイで指定できること。 給紙容量：標準ホッパ普通紙250枚、手差しトレイ150枚 他増設トレイ250枚	
	ネットワーク印刷機能	ネットワーク経由で印刷が可能なこと。	
	その他	解像度：1,200dpi×2,400dpi、1,200dpi×1,200dpi、600dpi×600dpi 印刷速度：A4横：30.5頁/分、A3：21.9頁/分 両面印刷：可能 インターフェース：100BASE-TX/10BASE-T、USB2.0 標準メモリ：128MB	
スキャナ		A3サイズ 形式：卓上型フラットベッドカラーイメージスキャナー センサー：4ラインカラーCCD（R/G/B/K×1ライン） 解像度：600dpi インターフェイス：Hi-Speed USB/USB 走査方式：読み取りヘッド移動型原稿固定読み取り 自動両面原稿移動読み取り（ADF読み取り時）	
スイッチングHUB		準拠規格：IEEE 802.3 10BASE-T IEEE 802.3u 100BASE-TX IEEE 802.3ab 1000BASE-T IEEE 802.3x Flow Control 通信速度：10Mbps/100Mbps/1000Mbps ポート数：10/100/1000BASE-T（RJ-45 コネクター）×8	
HUBとの接続用ケーブル	性質	CAT5ツイストペアケーブル（ストレート）	
VPNルーター		Fortigate60C又は Fortigate60Cと同等のファイアーウォール機能及び VPN機能を有する機器	

周辺機器は、上記の基本性能を満たすものを以下の台数納入すること。

設置場所	分類	台数
建築審査課	プリンタ	1
	スキャナ	1
	HUB	2
	ファイアウォール	1
	LAN配線	1式

イ　前提、要求条件

台帳・帳簿登録閲覧システムが帳票出力等、確実に稼働する製品を納入すること。

（２）納入仕様

ア　機器

（ア）台帳・帳簿登録閲覧システムが帳票出力等、確実に稼働する製品を納入すること。

（イ）製品として提供されており、メーカからのサポートサービスが可能であること。

（ウ）千葉市グリーン購入推進物品等の基準（国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針の判断の基準）を満たすものとすること。

イ　環境構築、作動確認、テスト

（ア）指定箇所に設置すること。

（イ）必要なネットワークケーブルを納入し、接続すること。

（ウ）設定に当たっては既存業務の運用に支障を与えないこと。

（３）マニュアル

日本語による操作マニュアル、障害時の対応マニュアル、業務プリンタ設定項目一覧及び導入機器の構成一覧表を紙及び電子データで納入すること。

（４）その他

本市が用意するソフト(vSphereClient)を市の指定するパソコンにインストールする。

（手順書については本市が用意する）

第３章　その他の留意事項

１　賃借期間

本件調達機器等の賃借期間は、平成２７年１２月１日から平成３２年１１月３０日とする。

なお、この契約は、本市、落札者双方いずれにもこの契約を終了させる意思がないとき、同一の条件において賃貸借期間満了の日まで契約を継続させる。

ただし、この契約を締結した会計年度の翌年度以降において、本市の各会計予算の当該賃借料が措置されない場合は、変更契約の締結、又は、契約の解除を行うものとする。また、この契約を変更、又は、解除しようとする会計年度開始日の２か月前までに相手方に通知しなければならないものとする。

２　特記事項

（１）機器納入期限

本件調達機器等の納入期限は、

落札者は、落札後直ちに納入スケジュールを作成し、本市の承認を得ること。

（２）総合テストの実施

本市が指定する日に実施する本件調達機器による、建築行政共用データベースシステム総合テストに際しては、落札者は必ず立会い、同テストの実施に協力するものとする。

（３）応札者の条件

応札者は、類似したシステム構成機器の納品・整備に豊富な経験を有すること。また、必要に応じヒアリングに対応できること。

（４）業務遂行にあたっての注意事項

ア　本件調達は、搬入、設置、調整等をすべて含む。

イ　落札者は、契約締結後、速やかに本件プロジェクトの運営体制を定め、作業スケジュールを含む実施計画書を作成し、本市と協議を行うこと。また、本市との打合わせ等において、総括責任者を定め、分かり易く、効率的に行うようにすること。

ウ　落札者は、本市との打合わせ等の議事録及び打合わせ等において生じた検討課題を表にしたものを作成すること。検討課題の表は、落札者が調査、検討し回答するものと、本市が検討し回答するものに分けて、それぞれ回答時期を明示すること。

エ　落札者は、納入にあたり、本仕様書に明示された機能、性能及びその他条件を十分に満足させること。

オ　施工にあたり、本仕様書に明記されていない事項で必要と認められる作業は、本市に報告の上

落札者の責任において実施しなければならない。

カ　使用する機器に問題が生じた場合は、落札者の責任において解決しなければならない。

キ　落札者は、施工にあたり、使用する主要機器一覧を選定理由とともに搬入前に提示し、本市の承認を得ること。

ク　落札者は台帳・帳簿登録閲覧システムを構成する接続機器と接続試験等を行うこと。

（５）提出書類

次にあげる書類を提出すること。ただし、日本語によるものとする。

ア　機器導入計画書（２部）

イ　機器仕様書（２部）

ウ　操作手引書（２部）

エ　取扱説明書（２部）

オ　セキュリティ仕様書（２部）

カ　保守等の作業報告書

キ　その他、必要に応じて、本市から指示する図書

※上記、各書類について、紙とともに電子媒体により提出すること。

３　保守等

本契約は前記の「第２章　機器の基本仕様」に記載されている情報システム機器（以下「機器」という。）等の保守について、次の業務を行うものとする。

（１）問題解決支援

ア　落札者は、電話、ＦＡＸ、電子メール等により、機器やソフトウエアに関する次に示す（ア）及び（イ）の質問・相談を本市から受付け、電話などにて回答すること。

（ア）機器やソフトウエアについての仕様、操作方法に関する質問

（イ）機器やソフトウエアが正常に作動しない場合における原因調査、回避措置に関する質問・相談

イ　上記アの質問・相談の受付及び回答の時間帯は、平日午前８時３０分から午後５時４５分までとする。なお、当該質問・相談に対する回答について、平日午後５時４５分から翌日午前８時３０分まで及び平日以外の時間帯については、本市と落札者が協議の上、緊急性が高いと両者が合意した質問・相談に対してのみ当該時間帯内に回答すること。

（２）訪問修理

落札者は本市から機器やソフトウエアの障害に関する連絡を上記（１）アに記載する方法で受付け、当該障害の内容について切り分けを行った結果、必要と判断した場合、落札者の保守担当技術者（以下「技術者」という。）を派遣し、次にあげる保守作業を行うこと。

なお、技術者の出勤時間帯は、上記（１）問題解決支援で示した時間帯の範囲で設置場所訪問による修理・取替えを原則とし、設置場所で完了しない場合は代替機対応をとることにより、業務に支障が生じないようにすること。また、当該作業において、部品交換を実施した際の旧部品は、落札者が処分（データの消去も含む。）を行い、データの消去行った場合は、その証明書を提出すること。

ア　磨耗部品の自然消耗の修復及びソフトウエアの修復、部品交換及び調整

イ　障害の修理及び障害ソフトウエアの修復、作動確認作業

（３）定期保守

落札者は、機器やソフトウエアについて、定期的に技術者を派遣して、次にあげる保守作業を行うこと。

ア　清掃、注油及び一般調整

イ　異常の有無の点検並びに清掃、注油及び一般調整等、作業完了後の危機の作動確認

ウ　落札者は定期的にソフトウエアの保守情報（バージョン情報、修正プログラムの提供情報）を収集し、システムの運用上適用すべき保守情報を取捨選択し、本市にその適用の是非及び優先順位を明確にし、提示すること。

エ　ＯＳの改良版等が出荷された場合、改良版のインストール等に対応できること。（ソフトウエア供給者により別の製品として販売されるものについてはこの限りではない。）

（４）情報提供

落札者は、機器やソフトウエアについて、本市の求めに応じて次にあげる情報の提供を行うこと。

ア　修正ファームウェアの提供

機器の最新のファームウェアを適用すること。

イ　各種情報の提供

（ア）機器の型名、号機及び対象ソフトウエアのバージョン、レベル情報等に関する情報

（イ）落札者が保有する機器に関する仕様、運用方法、障害回避措置等に関する情報

（ウ）機器に関する製品情報、技術情報

（エ）落札者が保有するソフトウエアに関する仕様、運用、障害回避措置等に関する情報

（オ）ソフトウエアに関する製品情報、技術情報

ウ　修正プログラム（パッチ）の提供

修正プログラム（パッチ）の提供を行うとともに、ソフトウエアに対し、最新の修正プログラム（パッチ）を必要に応じて適用ができること。ただし本市が承認したものに限る。

４　監督及び検査

（１）本契約の適正な履行を確保するため必要と認める場合は、本市が定めた監督員を必要な場所に派遣し監督を行うことができるものとする。

（２）落札者は、本市の質問、検査及び資料の提出等の指示に応じ、かつ、修正要求があった時は、これに応じなければならない。

落札者は、機器の導入作業が完了したときは、検査員に対してその旨を報告し、検査を受けなければならない。

（３）上記検査のほかに、必要に応じて中間検査を実施するものとする。

５　瑕疵担保及び保証

（１）本契約において使用するすべての機器について、契約期間内において適切な保守対応作業を行うものとする。

契約期間内において、明らかに利用者側の過失あるいは自然災害等によるものと判断される以外の故障、異常については、無償で修理又は交換を行うこととする。

なお、修理及び交換は迅速に行い、修理期間が長時間に及ぶ場合は代替品の無償貸与等の必要な措置を講ずることとする。

（２）検査に合格した後、建築行政共用データベースシステムが安定稼働するまでの間は、運用保守に関し、特に十分な技術支援を行うこととする。

（３）落札者は、契約期間内、建築行政共用データベースシステムに関する技術的問題点、ソフトウエアのバグ、パッチ及びバージョンアップ等の情報を速やかに提供することとする。

６　本件調達機器等の設置場所と所在地

千葉市都市局建築部建築審査課

千葉市中央区千葉港２番１号　千葉中央コミュニティセンター３階

７　賃借期間終了時の取り扱い

（１）賃借期間の満了時は、本件調達機器等を落札者に返却して契約を終了することを原則とするが、本市が業務上の必要により再リースを申し入れた場合は、落札者は合理的な条件のもと、これに応じることとする。

（２）本仕様書に定める撤去作業、電子情報の消去作業及びそれらに係る報告は、再リースの契約で落札者が引き続き同等の義務を負う場合には、本件調達による賃借期間満了時の履行を免じる。（再リースの条件を設定する際、当該作業に係る経費を本件調達と重複して算入することはできない。）